

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
（当たるの日は、  
日には、  
休きがと日）

目 次

◇告 示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇教委告示

臨時教育委員会の招集（総務課）

◇公 告 クリーニング師試験の実施（生活衛生課）

告 示

鳥取県告示第六百四十七号

郡家町が行う土地改良事業に係る明辺地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 平成七年九月二十七日から三十日間

郡家町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定があるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字富吉一二七九の一・一三二四の二・一三五二の一・一三三二の一  
一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第六百四十九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

第三十六条规定により告示する。

平成7年9月11十六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

公 告

一 開発許可の年月日及び番号

平成7年8月23日 鳥取県指令鳥土維第五四〇号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北四丁目七〇一

株式会社 リード開発

代表取締役 那上 健

## 1 試験の日時

区分	日	時
学科試験	平成7年10月25日(水)	午前10時から正午まで
実地試験	平成7年10月25日(水)	午後1時から

## 2 試験の場所

鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等修学校

## 3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 衛生法規に関する知識  
イ 公衆衛生に関する知識

鳥取県教育委員長 大石

徹

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成7年9月11十六日

## ウ 洗濯物の処理に関する知識

(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

- ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）  
イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）

## 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

## 5 受験願書の受付期間

平成7年10月9日（月）から同月16日（月）まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除くものとし、郵送による場合は、平成7年10月16日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。）

## 6 受験願書の提出先

鳥取県生活環境部生活衛生課（〒680-70 鳥取市東町一丁目271）又は県内各健康福祉センター保健環境部

いずれの場合においても、持参又は郵送によること。なお、郵送は普通書留によること。

## 7 受験願書の添付書類

所定の受験願書2部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本工業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので手札型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

## 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。  
なお、既納の手数料は、還付しない。

## 9 試験会場に持参するもの

(1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具

- (2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が35%以上セント以上のものに限る。）

## 10 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、平成7年11月2日（木）に発表するとともに、受験者全員に試験結果を通知する。

## 11 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。  
(2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部生活衛生課（電話0857(26)7185）又は県内各健康福祉センター保健環境部に照会すること。ただし、文書によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を開封すること。